

## 申し込み窓口

村山総合支庁 (建設部建築課)	〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	☎023-621-8287
最上総合支庁 (建設部建築課)	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	☎0233-29-1420
置賜総合支庁 (建設部建築課)	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	☎0238-35-9054
庄内総合支庁 (建設部建築課)	〒997-1392 三川町大字横山字柚東19-1	☎0235-66-5640

※1 建設場所を所管する総合支庁が申し込み窓口です。 ※2 各種書類は郵送でも受け付けます。

★利子補給金交付要綱 (利子補給の対象となる住宅の基準、世帯要件等を記載)、各様式は県ホームページに掲載してあります。

<http://www.pref.yamagata.jp/>

(県のホームページ→利子補給でサイト内検索)

## お問い合わせ先

「山形の家づくり利子補給制度」のお問い合わせ先

山形県 県土整備部 建築住宅課 住まいづくり支援担当

〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL: 023-630-2154 (直通) FAX: 023-630-2639

「やまがたの木」認証制度のお問い合わせ先

やまがた県産木材利用センター

〒990-2473 山形市松栄1-5-41 TEL: 023-674-7672 FAX: 023-646-8699

E-Mail: [riyou-s@yamagata-e-ie.jp](mailto:riyou-s@yamagata-e-ie.jp)



## 県からのお知らせ

県では「長期優良住宅」の建設を推進しています！

### ●「長期優良住宅」制度の紹介

住宅ローン減税の割り増しや固定資産税の軽減措置の延長などの優遇措置がある「長期優良住宅」も併せてご検討ください。

	住宅ローン減税	固定資産税	不動産取得税	登録免許税税率
	最大控除額/年	1/2軽減	控除額	保存登記
長期優良住宅	50万円	5年間	1,300万円	0.10%
一般住宅	40万円	3年間	1,200万円	0.15%

などの優遇措置

お問い合わせ先▶各総合支庁建設部建築課

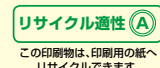
### 長期優良住宅とは…

構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅の建築計画及び一定の維持保全計画を策定して、所管行政庁に申請し、認定を受ける制度

- 「やまがたの木」普及・利用促進事業と併用はできません。ご注意ください。
- 他の補助金との併用についてはお問い合わせください。



タテッカーン



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

詳しくは <http://tatekkana.pref.yamagata.jp/> にアクセス

▶または  で

平成28年度

# 山形の家づくり 利子補給制度



省エネ住宅を  
考えている方へ

地元の木で住宅を  
新築したい方へ

雪に強い住宅を  
考えている方へ

三世同居・近居を  
考えている方へ

山形県への移住を  
考えている方へ

山形県では、住宅ローンの利子の一部を県が負担することで、耐久性・耐雪性のある、県産木材を使用した省エネルギー住宅の建設を応援しています。

住宅ローンの返済当初10年間の間、本来の金利より0.5%低い金利でローンの契約をすることができます。

### ポイント

○「三世帯世帯」は借入額の上限が3,000万円となります。

### 例

金利1.5%、35年返済、10年固定金利で2500万円のローンの場合、約110万円お得になります。  
金利1.5%、35年返済、10年固定金利で3000万円のローンの場合、約130万円お得になります。



## 利子補給の申し込みができる方（次の要件の全てに該当することが必要です。）

- (1) 県内に自ら居住するための住宅を新築する方  
(利子補給の申し込みは、1住宅につき1人、1ローン契約に限ります。)
- (2) 返済が確実にできる方（融資は各取扱金融機関の基準により決定されます。)
- (3) 期限内（平成29年3月31日(金)まで）に住宅ローンの契約ができる方

## 利子補給の対象となる住宅

	県産木材型	省エネ機器設置型	耐雪型	移住・近居型 【拡充】	三世帯同居型
県産木材の使用	○ (70%)	○ (50%)	○ (50%)	○ (50%)	○ (50%)
耐久性基準	○	○	○	○	○
省エネ基準	○	○	○	○	○
省エネ機器の設置	—	○	—	—	—
耐雪基準	—	—	○	—	—
面積基準	—	—	—	—	○ (165㎡以上)
世帯要件	—	—	—	○ (県外からの移住世帯 又は近居世帯)	○ (三世帯同居世帯)
融資上限額	2500万円			3000万円	
募集戸数	300戸			100戸	



### 「移住型」と「近居型」の違いとは・・・？

- 「移住型」・・・山形県外から県内へ移住した（予定を含む）方向け。
- 「近居型」・・・平成28年4月1日以降に親世帯と子世帯（平成10年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。）の居所の直線距離が2km超から、親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下に住み替えた世帯。

## 利子補給の内容

### ①対象住宅ローン

次の条件に合ったローンが対象となります。

- ・住宅の建設工事費が対象となっているもの（土地購入費等は除く）
- ・融資額が**2,500万円以内**であるもの（三世帯世帯の場合は**3,000万円以内**）
- ・「返済期間が**35年以内**で、固定金利期間が10年以上のローン」または【フラット35】S

※変動金利のローン、3・5年固定金利のローン、返済期間50年のローン、返済据置期間が設定されたローン等は利子補給の対象となりません。

### 取扱金融機関

（株）山形銀行、（株）荘内銀行、（株）きらやか銀行、山形信用金庫、新庄信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、東北労働金庫山形県本部、山形中央信用組合、山形第一信用組合、北郡信用組合、県内各農業協同組合

※1 金利、返済方法、担保、保証人、保証料等は、取扱金融機関の基準によります。詳しくは金融機関にお問い合わせください。

※2 【フラット35】Sについては、一部取り扱っていない金融機関がございます。詳しくは県のホームページ等をご覧ください。

### ②利子補給の方法

#### (1) 10年固定金利ローンの場合

住宅ローン契約締結時に、当初10年間、金融機関が設定した年利率から利子補給率**(0.5%)**が差し引かれます。

※利子補給対象者に直接支払う方式ではなく、住宅ローンの利子を低減した金融機関に支払われます。

#### (2) 【フラット35】Sの場合

年一回（3月）、取扱金融機関から利子補給対象者に利子補給金（利子補給率**0.5%分**）が支払われます。

※利子補給対象者は、金融機関が設定した年利率で住宅ローン契約を締結します。

### ③募集期間…平成28年4月4日(月)～平成29年2月28日(火)

※ただし、申込数が募集戸数に達した場合はその時点で終了。

### ④募集戸数…300戸+100戸(三世帯同居型) = 計400戸 ⑤受付方法…原則先着順

### ⑥住宅ローン契約締結期限…平成29年3月31日(金)

※1 住宅ローンの契約を締結する前に、交付決定を受ける必要があります。

※2 交付決定の内容に変更がある場合は、ローン契約前に変更の手続きが必要です。

## 手続きの流れ

